

2012年8月24日

お客様各位

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
代表取締役社長 猪熊 茂男

お客様へのご報告とお詫び

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社元管理員が管理組合様の現地徴収金銭を着服していた不祥事件に関し、2012年8月24日付で国土交通省近畿地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分を受けましたのでご報告申し上げます。

このたびの監督処分は、弊社管理員からの社内通報に基づく調査の結果を、所管監督官庁である国土交通省へ報告しておりました内容に基づくものでございます。お客様並びに関係者各位の信頼を損なう結果となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

事件発覚後、詳細に調査を行い、その結果を速やかに当該管理組合様へご報告すると共に、お詫び申し上げ損害の弁済をさせていただいております。

本件を重く受け止め、社長直轄の専門部署による一層のコンプライアンス強化並びに従業員への教育の更なる徹底等、既に再発防止に向けた取組を実施し、お客様の信頼回復に取り組んで参る所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 処分年月日
平成24年(2012年) 8月24日
2. 処分の内容
指示処分
 - (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者全てに速やかに周知徹底すること。
 - ② 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、特に現金に関する取り扱いについて、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内の教育等を継続的に実施すること。
 - (2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を速やかに文書をもって報告するとともに、その後1年間においては半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。
3. 処分理由
管理業務を受託し、管理事務所において受付業務を担当していた嘱託社員が、管理組合の財産である現金を着服したことにより、管理組合に損害を与えた。

以上

お客様からのお問い合わせ先

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 マンション管理グループ マンション管理業務統括部 高橋
TEL 03-3662-5107 (受付時間 9:00~17:30 土・日・祝を除く)